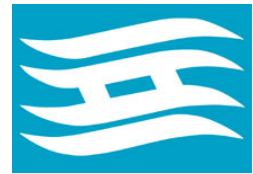


兵庫県公報

平成28年5月20日 金曜日 第2799号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	1
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
○ 同 上（同）	2
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	2
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	3
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
○ 入札公告（管理課）	4
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験の実施	7
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	11
正 誤	
○ 平成27年12月28日付け兵庫県公報第3号外中	12
○ 平成27年12月28日付け兵庫県公報第4号外中	12
○ 平成27年12月28日付け兵庫県公報第5号外中	13
○ 平成28年3月25日付け兵庫県公報第2784号中	13

告 示

兵庫県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年5月6日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年5月20日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	東山地区	平成28年5月20日から 同年6月9日まで	南あわじ市役所
農村地域防災減災事業	中池地区	平成28年5月20日から 同年6月9日まで	淡路市役所

~~~~~  
兵庫県告示第548号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成28年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 有限会社ライアエステート
- 2 代表者氏名 新井 富美子
- 3 事務所所在地 神戸市中央区北長狭通四丁目 2 番 3 ー 202号
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(13)第3279号
- 5 免 許 年 月 日 平成23年12月11日



**兵庫県告示第549号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 2 課において縦覧に供する。

平成28年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                     | 幅 員<br>(メートル)    | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------|------------------|---------------|
| 第H27但馬位置<br>0008号 | 28. 5. 2         | 朝来市和田山町法興寺字久古田63番 1 の一部 | 6. 00～<br>10. 00 | 43. 06        |



**兵庫県告示第550号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成28年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                          | 幅 員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル)   |
|-------------------|------------------|------------------------------|----------------|-----------------|
| 第H27東播位置<br>0002号 | 28. 5. 9         | 加古郡稲美町六分一字相ノ山1209番798の<br>一部 | 6. 00<br>7. 55 | 32. 04<br>4. 81 |

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成28年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限           | 使用者の住所 | 交付県民局  | 紛失年月日         |
|----|---------|----------------|--------|--------|---------------|
| 農業 | A292209 | 平成30年 2 月 28 日 | 佐用町    | 西播磨県民局 | 平成28年 4 月 6 日 |

免税証

| 種類               | 用途 | 記号・番号                           | 有効期限           | 枚数 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称           | 交付<br>県民局  | 紛失<br>年月日     |
|------------------|----|---------------------------------|----------------|----|--------------------------------|------------|---------------|
| 200<br>リットル<br>券 | 農業 | H08 5684206<br>～<br>H08 5684231 | 平成28年<br>8月31日 | 26 | 佐用郡佐用町作用3514<br>(株)JAドリーム作用給油所 | 西播磨<br>県民局 | 平成28年<br>4月6日 |



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 BiVi土山  
 所在地 加古郡播磨町北野添二丁目1604番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 大和リース株式会社  
 住所 大阪府中央区農人橋二丁目1番36号  
 代表者の氏名 森 田 俊 作
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
 (仮称) BiVi土山
    - イ 変更後  
 BiVi土山
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|       |             |                  |
|-------|-------------|------------------|
| ア 変更前 |             |                  |
| 未定11者 |             |                  |
| イ 変更後 | 名称          | 住所               |
|       | 株式会社トーホーストア | 神戸市東灘区向洋町西五丁目9番  |
|       | 株式会社キリン堂    | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 |
|       | 有限会社西村書店    | 加西市北条町横尾285番地の1  |
| 外2者   | 代表者の氏名      | 伊 藤 啓 樹          |
|       |             | 寺 西 豊 彦          |
|       |             | 田 中 俊 宏          |
- 4 変更年月日  
 平成28年 4月15日
- 5 届出年月日  
 平成28年 4月20日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成28年 5月20日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成28年 9月20日

- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市長尾町字南野844番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市須磨区大田町七丁目4番2号  
株式会社カコテクノス 代表取締役 加 古 公 一
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年10月22日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-19号（27小野）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年 5月20日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
建設雪寒機械(除雪ドーザ13t級、車輪式) 2台
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成29年 1月31日（火）
  - (4) 納入場所  
豊岡土木事務所（豊岡市幸町7-11）  
養父土木事務所（養父市八鹿町下網場320）
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 山内

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年5月20日(金)から同年6月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

平成28年6月29日(水)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成28年6月28日(火)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成28年5月20日(金)午前9時から同年6月3日(金)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 入札の日時

平成28年6月22日(水)午後5時から同月29日(水)午後2時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成28年5月23日(月)から同年6月15日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成28年5月23日(月)から同年6月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、6月3日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成28年6月22日(水)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年6月27日(月)正午までに納入しなければな

らない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年7月14日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

2 Snow dozers (vehicle, 13 tons)

(3) Delivery period: January 31, 2017

(4) Delivery place:

Toyooka Public Works Office

Yabu Public Works Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 3, 2016

(6) Deadline for tender:

14:00 June 29, 2016 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 June 28, 2016 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Yamauchi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 TEL (078)341-7711 extension 4936

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験の実施

兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験を次のとおり実施する。

平成28年 5月20日

兵庫県人事委員会

1 行政A（大卒程度）

(1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種                                                                                                                                                             | 採用予定人員                                                                                                            | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |    |           |                                                       |    |      |           |            |           |              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----------|-------------------------------------------------------|----|------|-----------|------------|-----------|--------------|
| ア 一般事務職<br>イ 警察事務職<br>ウ 教育事務職<br>エ 児童福祉司<br>オ 農学職<br>カ 林学職<br>キ 水産職<br>ク 環境科学職<br>ケ 総合土木職<br>コ 総合土木職（造園）<br>サ 建築職<br>シ 機械職<br>ス 電気職<br>セ 小中学校事務職<br>（市町組合立小中学校等） | 65名程度<br>10名程度<br>24名程度<br>4名程度<br>7名程度<br>5名程度<br>1名程度<br>2名程度<br>20名程度<br>1名程度<br>5名程度<br>1名程度<br>1名程度<br>19名程度 | <p>1 年齢制限<br/>次のいずれかに該当する者とする。<br/>(1) 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（平成29年4月1日現在で22歳から29歳までの者）<br/>なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児 童 福 祉 司</td> <td>昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（平成29年4月1日現在で22歳から34歳までの者）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成7年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者<br/>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成29年3月31日までに卒業する見込みの者<br/>イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>2 資格<br/>次の職種は、それぞれの任用資格を有する者又は見込者に限る。<br/>なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児 童 福 祉 司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環 境 科 学 職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> | 職種 | 年齢 | 児 童 福 祉 司 | 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（平成29年4月1日現在で22歳から34歳までの者） | 職種 | 任用資格 | 児 童 福 祉 司 | 児童福祉司の任用資格 | 環 境 科 学 職 | 環境衛生指導員の任用資格 |
| 職種                                                                                                                                                               | 年齢                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |    |           |                                                       |    |      |           |            |           |              |
| 児 童 福 祉 司                                                                                                                                                        | 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（平成29年4月1日現在で22歳から34歳までの者）                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |    |           |                                                       |    |      |           |            |           |              |
| 職種                                                                                                                                                               | 任用資格                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |    |           |                                                       |    |      |           |            |           |              |
| 児 童 福 祉 司                                                                                                                                                        | 児童福祉司の任用資格                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |    |           |                                                       |    |      |           |            |           |              |
| 環 境 科 学 職                                                                                                                                                        | 環境衛生指導員の任用資格                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |    |           |                                                       |    |      |           |            |           |              |

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者  
（一般事務職、警察事務職、教育事務職、総合土木職、総合土木職（造園）、建築職に限る。）
- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

| 区分     | 試験日                                | 試験会場                                                                                          |
|--------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 筆記試験   | 平成28年6月26日(日)                      | (神戸会場)<br>兵庫県立大学神戸商科キャンパス<br>兵庫県立伊川谷北高校<br>兵庫県立神戸高塚高校<br>兵庫県立須磨友が丘高校<br>(東京会場)<br>立教大学池袋キャンパス |
| 1次面接試験 | 平成28年7月11日(月)から同月22日(金)までのうち指定する1日 | 神戸市内                                                                                          |
| 最終面接試験 | 平成28年8月9日(火)から同月29日(月)までのうち指定する1日  |                                                                                               |

(3) 試験の方法

ア 筆記試験

(7) 教養試験(事務系職種(一般事務職、警察事務職、教育事務職、小中学校事務職)のみ)

大学卒業程度の一般教養について択一式(一部選択解答制)により試験を行う。

(8) 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式(一部の職種で選択解答制)により試験を行う。

(9) 論文試験

一般的な課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

イ 1次面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

(7) 口述試験

個別面接の方法により行う。

(8) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

ウ 最終面接試験

1次面接試験合格者に対して、口述試験(個別面接及び集団討論)の方法により行う。

(4) 合格者の発表

ア 筆記試験

平成28年7月4日(月)午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに筆記試験合格者に通知する。

イ 1次面接試験

平成28年8月2日(火)午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに1次面接試験合格者に通知する。

ウ 最終面接試験

平成28年9月5日(月)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに最終面接試験合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「行政A(大卒程度)請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。



また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000065.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000065.html)

#### イ 申込方法

##### (7) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成28年6月20日（月）頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)

##### (4) 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成28年6月16日（木）頃に発送する。

#### ウ 受付期間

##### (7) インターネットによる場合

平成28年5月23日（月）午前9時から同年6月6日（月）午後5時まで（受信有効）

##### (4) 郵送による場合

平成28年5月23日（月）から同年6月6日（月）まで（消印有効）

##### (7) 持参による場合

平成28年5月23日（月）から同年6月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 2 資格免許職

### (1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種        | 採用予定人員 | 受験資格                                                         |
|-------------|--------|--------------------------------------------------------------|
| ア 保健師       | 4名程度   | 昭和61年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で30歳以下）で、保健師の免許取得者又は取得見込みの者     |
| イ 栄養士       | 2名程度   | 昭和61年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で30歳以下）で、栄養士の免許取得者又は取得見込みの者     |
| ウ 薬剤師       | 14名程度  | 昭和61年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で30歳以下）で、薬剤師の免許取得者又は取得見込みの者     |
| エ 臨床検査技師    | 11名程度  | 昭和61年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で30歳以下）で、臨床検査技師の免許取得者又は取得見込みの者  |
| オ 診療放射線技師   | 7名程度   | 昭和61年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で30歳以下）で、診療放射線技師の免許取得者又は取得見込みの者 |
| カ 精神保健福祉相談員 | 1名程度   | 昭和61年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で30歳以下）で、精神保健福祉士の免許取得者又は取得見込みの者 |
| キ 医療福祉相談員   | 2名程度   | 昭和57年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で34歳以下）で、社会福祉士の免許取得者又は取得見込みの者   |

|          |      |                                                             |
|----------|------|-------------------------------------------------------------|
| ク 理学療法士  | 5名程度 | 昭和57年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で34歳以下）で、理学療法士の免許取得者又は取得見込みの者  |
| ケ 作業療法士  | 3名程度 | 昭和57年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で34歳以下）で、作業療法士の免許取得者又は取得見込みの者  |
| コ 視能訓練士  | 1名程度 | 昭和57年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で34歳以下）で、視能訓練士の免許取得者又は取得見込みの者  |
| サ 歯科衛生士  | 1名程度 | 昭和57年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で34歳以下）で、歯科衛生士の免許取得者又は取得見込みの者  |
| シ 臨床工学技士 | 6名程度 | 昭和57年4月2日以降に生まれた者（平成29年4月1日現在で34歳以下）で、臨床工学技士の免許取得者又は取得見込みの者 |

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

| 区分     | 試験日                                | 試験会場                                                                                          |
|--------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 筆記試験   | 平成28年6月26日（日）                      | （神戸会場）<br>兵庫県立大学神戸商科キャンパス<br>兵庫県立伊川谷北高校<br>兵庫県立神戸高塚高校<br>兵庫県立須磨友が丘高校<br>（東京会場）<br>立教大学池袋キャンパス |
| 1次面接試験 | 平成28年7月19日（火）から同月29日（金）までのうち指定する1日 | 神戸市内                                                                                          |
| 最終面接試験 | 平成28年8月15日（月）から同月29日（月）までのうち指定する1日 |                                                                                               |

(3) 試験の方法

ア 筆記試験

(イ) 専門試験

各職種に必要な専門的知識について択一式及び記述式により試験を行う。

(ロ) 論文試験

一般的な課題（医療福祉分野）により理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

イ 1次面接試験

専門試験合格者に対して行う。

(7) 口述試験  
個別面接の方法により行う。

(4) 適性検査  
職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

ウ 最終面接試験

1次面接試験合格者に対して、口述試験を個別面接の方法により行う。

(4) 合格者の発表

ア 筆記試験

平成28年7月12日(火)午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに筆記試験合格者に通知する。

イ 1次面接試験

平成28年8月8日(月)午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに1次面接試験合格者に通知する。

ウ 最終面接試験

平成28年9月5日(月)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに最終面接試験合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「資格免許職請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/shikakumennkyo.html>

イ 申込方法

(7) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成28年6月20日(月)頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)

(4) 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真(申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの)を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成28年6月16日(木)頃に発送する。

ウ 受付期間

(7) インターネットによる場合

平成28年5月23日(月)午前9時から同年6月6日(月)午後5時まで(受信有効)

(4) 郵送による場合

平成28年5月23日(月)から同年6月6日(月)まで(消印有効)

(4) 持参による場合

平成28年5月23日(月)から同年6月8日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成30年3月31日まで有効とする。

4 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線5920、5921

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

平成28年 5月20日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 吉 岡 修 一

- 1 指示番号  
但馬海区漁業調整委員会指示第68号
- 2 指示事項  
北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、平成28年 6月 1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。
- 3 指示の有効期間  
平成28年 5月20日から同年 6月30日まで

正 誤

○平成27年12月28日付け（兵庫県公報第3号外）  
兵庫県規則第62号（本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例規則等の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                                                         | (正)                                                        |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 13    | 下から 8 | <input type="checkbox"/> その他                                | <input type="checkbox"/> その他（ ）                            |
| 14    | 上から 5 | <input type="checkbox"/> その他                                | <input type="checkbox"/> その他（ ）                            |
|       | 下から12 | <input type="checkbox"/> その他                                | <input type="checkbox"/> その他（ ）                            |
| 15    | 上から 1 | <input type="checkbox"/> その他                                | <input type="checkbox"/> その他（ ）                            |
|       | 下から19 | <input type="checkbox"/> その他                                | <input type="checkbox"/> その他（ ）                            |
|       | 下から 7 | <input type="checkbox"/> その他                                | <input type="checkbox"/> その他（ ）                            |
| 24    | 上から 5 | 「及び氏名又は所在地及び名称」                                             | 「及び氏名又は所在地及び名称（」                                           |
|       | 上から 8 | 所在地及び名称。以下同じ。）」                                             | 所在地及び名称。以下同じ。）（」                                           |
| 32    | 上から27 | （ ） 内                                                       | （ ） 欄内                                                     |
| 41    | 上から14 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">〒</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"></div> |
|       | 上から26 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">〒</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"></div> |



○平成27年12月28日付け（兵庫県公報第4号外）  
兵庫県議会告示第4号（個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|-----|-----|-----|
|       |     |     |     |

